

鈴鹿市工事検査要綱

平成2年7月31日訓第12号

改正

平成4年6月30日訓第23号	平成7年6月13日訓第14号
平成8年3月14日訓第2号	平成12年5月31日訓第9号
平成14年3月26日訓第6号	平成16年2月4日訓第4号
平成17年2月4日訓第2号	平成19年2月7日訓第4号
平成20年5月15日訓第7号	平成23年6月30日訓第6号
平成27年7月16日訓第2号	平成28年3月24日訓第3号
平成31年3月13日訓第1号	令和6年3月25日訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号。以下「契約規則」という。）及び鈴鹿市建設工事執行規則（昭和41年鈴鹿市規則第19号）の規定に基づき、工事請負契約に係る検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 鈴鹿市建設執行規則第2条に規定する工事をいう。
- (2) 工事担当課長 工事の施行を主管する課、室の長をいう。
- (3) 監督員 工事を監督する職員をいう。
- (4) 検査員 市長が検査を命じた職員をいう。
- (5) 受注者 契約規則第25条第1項に規定する契約者をいう。

(検査員の職務等)

第3条 検査員は、工事について契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため検査を行う。

2 検査員は、技術監理契約課の職員及び同課兼職又は併任の職員をもって充てる。

(検査の種類等)

第4条 検査の種類とその内容は、別表のとおりとする。

(検査事務の処理)

第5条 工事の検査事務は、技術監理契約課長が処理する。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、検査事務の全部又は一部を工事担当課長に処理させることができる。

(検査の実施)

第6条 工事に係る完成検査、部分完成検査、出来高部分検査及び中間検査は、検査員が契約書、設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づいて適正かつ厳正に行わなければならない。

2 検査を実施するに当たっての工事検査基準は、別に定める。

(検査委託の場合の措置)

第7条 削除

(検査員の権限)

第8条 検査員は、工程管理及び工事検査基準に基づき工事の改善を図るため、工事担当課長、監督員又は受注者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

2 検査員は、検査に当たり特に必要があるときは、監督員及び受注者に対して当該工事に関する説明を求め、又は検査目的物の一部の破壊その他の措置を要求することができる。この場合において、受注者は、検査後直ちに自己の負担により、原形に復さなければならない。

(検査実施の手続)

第9条 工事担当課長は、契約締結後速やかに、契約書及び工事設計書の表紙の写し並びに位置図（以項において「契約書の表紙等」という。）を技術監理契約課長に提出するものとする。契約を解除し、若しくは契約内容を変更し、又は工事を中止した場合も同様とする。

2 技術監理契約課長は、前項の規定により契約書の表紙等の提出があったときは、検査計画を立てるものとする。この場合において、技術監理契約課長は、検査計画を立てるために必要があると認めるときは、工事担当課から仕様書、設計書、図面その他関係書類の提出を求めることができる。

3 技術監理契約課長は、市長の承認を得て、契約締結後、当該工事の検査員を命じ、工事担当課長に通知するものとする。

4 検査員は、原則として当該工事担当課又は工事依頼課以外の課の職員でなければならない。

5 工事担当課長は、次に掲げる場合において、受注者から契約規則第33条の規定による届出を受けたとき又は当該工事について検査を行う必要が生じたときは、速やかに検査依頼書（第1号様式）を技術監理契約課長に提出するものとする。

(1) 契約書等に基づき、工事が完成したとき。

(2) 契約書等に基づき、工事の完成に先立って引渡しを受ける部分

の工事が完了したとき。

(3) 契約書等に基づき、工事の一部が完了した場合において、その完了部分について工事費用の部分払いの請求があったとき。

(4) 契約書等に基づき、工事の施工の途中において、検査員が必要であると認めるとき。

6 技術監理契約課長は、検査依頼書の提出があったときは、直ちに検査実施日時を決定し、当該工事の検査員及び工事担当課長に通知するものとする。

(検査の立会い)

第10条 検査の立会いは、契約規則第37条に基づいて行うものとする。

2 契約規則第37条に規定する代理人は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者とする。

(検査の実施報告)

第11条 検査員は、検査を実施し、合格と認めたときは契約規則第38条に規定する完成認定書又は部分完成認定書、契約規則第42条第1項に規定する出来高調書、検査調書(第2号様式)、工事成績評定書(第3号様式)その他の検査に関する書類を、不合格と認めたときは検査調書その他の検査に関する書類を作成して、技術監理契約課長に報告しなければならない。

(完成認定書等)

第12条 技術監理契約課長は、前条の規定による報告を受けた場合は、市長の承認を得て、完成検査にあつては完成認定書、検査調書及び工事成績評定書、部分完成検査にあつては部分完成認定書及び検査調書、出来高部分検査にあつては出来高調書及び検査調書、中間検査及び不合格にあつては検査調書により工事担当課長にその結果を通知するものとする。

2 技術監理契約課長は、前条の規定による報告を受けた場合は、受注者に対し、完成検査にあつては完成認定書及び工事成績評定通知書(第4号様式)、部分完成検査にあつては部分完成認定書、出来高部分検査にあつては出来高調書を送付しなければならない。ただし、当初設計金額が130万円以下の工事については、工事担当課長が送付するものとする。

3 技術監理契約課長は、前項の工事成績評定通知書の評定結果を一般の閲覧に供するものとする。

(手直し命令)

第13条 技術監理契約課長は、検査の結果、不合格の部分があるときは、市長の承認を得て、当該部分に係る手直し工事について、期間を定め、手直し命令書（第5号様式）により受注者に命令し、又は指示をしなければならない。

2 工事担当課長は、前項の手直し工事が完成した場合は、手直し工事完了届（第6号様式）、当該手直し工事の写真その他の必要書類を技術監理契約課長に提出し、改めて検査を受けなければならない。

3 前項に規定する検査の実施については、第9条第5項及び第6項、並びに前3条の規定を準用する。

（書類判定）

第14条 検査員は、地中、水中等外部に表れない工事で、その適否の判断が困難な場合には、監督員から工事施工の状況等を聴取するとともに、記録、写真、資料その他の関係書類に基づいて判定することができる。

（工事検査台帳）

第15条 技術監理契約課長は、工事検査台帳を作成し、契約書等により工程の進捗状況を常に把握しておかななければならない。

（検査の委託）

第16条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査を検査員以外の者（次項において「受託検査員」という。）に行わせた場合に準用する。

2 受託検査員は、前項の検査の結果を技術監理契約課長に報告するものとする。

3 技術監理契約課長は、前項の規定により報告を受け、必要と認めるときは、工事場所に立ち会うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

2 平成2年4月1日からこの要綱の施行日までの検査は、この要綱に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成4年6月30日訓第23号）

この訓は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成7年6月13日訓第14号）

この訓は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月14日訓第2号）

この訓は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月31日訓第9号）

この訓は、令達の日から施行する。

附 則（平成14年3月26日訓第6号）

- 1 この訓は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この訓の施行日前に、この訓による改正前の鈴鹿市工事検査要綱の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この訓施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成16年2月4日訓第4号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成16年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓による改正後の規定は、この訓の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月4日訓第2号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成17年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓による改正後の規定は、この訓の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月7日訓第4号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成19年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓による改正後の規定は、この訓の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月15日訓第7号）

この訓は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日訓第6号抄）

（施行期日）

- 1 この訓は、令達の日から施行する。

附 則（平成27年7月16日訓第2号）

この訓は、令達の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日訓第3号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日訓第1号）

この訓は、令達の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日訓第1号）

この訓は、令達の日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	内容
中間検査	契約書等に基づき、工事の施工の途中において、検査員が必要であると認めるときに行うもの
出来高部分検査	契約書等に基づき、工事の一部が完了した場合において、その完了部分について工事費用の部分払いをしようとするときに行うもの
部分完成検査	契約書等に基づき、工事の完成に先立って引渡しを受ける部分の工事が完了したときに行うもの
完成検査	契約書等に基づき、工事が完成したときに行うもの

第1号様式（第9条関係）

年 月 日		
第 回	<input type="checkbox"/> 中 間 <input type="checkbox"/> 出来高部分 <input type="checkbox"/> 部分完成 <input type="checkbox"/> 完 成	検 査 依 頼 書
(宛先) 技術監理契約課長		課長 印
下記工事について、検査の実施を依頼します。		
記		
工 事 名		
工 事 場 所	鈴鹿市	工事検査台帳整理番号 第 号
請負代金額	円	工 事 番 号
受 注 者		年度()第 号
出来高部分の 請負代金相当額	円	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月 日)
工事担当課	課 内線	
監 督 員		完成年月日 年 月 日
		検査希望日 年 月 日
		備 考
注：中間検査及び出来高部分検査については、検査対象の内容を備考欄に記入すること。		

鈴鹿市工事成績評定書

工事担当課		工事番号	年度（ ）第 号		
工事の種類		工事検査台帳整理番号	第 号		
工事名					
工事場所	鈴鹿市				
受注者					
請負代金額	当 初	円	最 終	円	
工 期	当 初	年 月 日から	変更工期	年 月 日まで	
		年 月 日まで	完成年月日	年 月 日	
検査実施日	年 月 日	出来高部分検査	回	中間検査	回
監督員					
グループリーダー等					
検査員					
評 定 点	監督員	グループリーダー等	検査員	評定点合計	点
	点	点	点		
	配点比率	0.4	0.2	0.4	
評定点小計	点	点	点		

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴 鹿 市
鈴 鹿 市 長

印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

下記工事について、鈴鹿市工事検査要綱第12条第2項の規定により評定結果を通知します。

記

工 事 番 号	年度（ ）第 号	工事検査台帳整理番号 第 号
工 事 名		
工 事 場 所	鈴鹿市	
工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日	
請 負 代 金 額	円	
検 査 実 施 日	年 月 日	
工 事 成 績 評 定 点	点	
備 考		

鈴鹿市 課

様

鈴 鹿 市
鈴 鹿 市 長

印

- 第 回
- 中 間
 - 出来高部分
 - 部分完成
 - 完 成

検 査 手 直 し 命 令 書

下記工事の検査の結果、鈴鹿市工事検査要綱第13条第1項の規定により、契約図書に符号しない部分の手直しを実施し、手直し期限までに監督員の確認を完了するよう命令します。

記

工 事 番 号	年度（ ）第 号	工事検査台帳整理番号 第 号
工 事 名		
工 事 場 所	鈴鹿市	
工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日	
請負代金額	円	
手直し期限	年 月 日	
備 考		

注：中間検査及び出来高部分検査については、検査対象の内容を備考欄に記入すること。

手直し事項	
指示事項	

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

- 第 回
- 中 間
 - 出来高部分
 - 部分完成
 - 完 成

検査手直し工事完了届

下記工事について、鈴鹿市工事検査要綱第13条第2項の規定により、手直し工事が完了したので報告します。

記

工 事 番 号	年度（ ）第 号		
工 事 名			
工 事 場 所	鈴鹿市		
手直し命令年月日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
手直し完了年月日	年 月 日		
手直し事項			
手直し措置			
指示事項			
指示措置			